

令和8年8月26日

厚生労働副大臣
長坂 康正 殿

中道改革連合 厚生労働部会
部会長 濱地 雅一

令和9年度予算概算要求等に向けた重点要望

人口減少・少子高齢化が進展し、地域社会や経済活動を支える担い手不足が深刻化する中、我が国は大きな転換点を迎えている。こうした時代において求められるのは、社会保障を単なる給付やコストとして捉える発想ではなく、一人ひとりが安心して学び、働き、挑戦し、その能力を最大限に発揮できる社会を支える「人への投資」として位置付ける視点である。

医療、介護、障害福祉、地域共生社会、リハビリテーションなどの社会保障は、国民生活を支えるセーフティネットであると同時に、一人ひとりの可能性を引き出し、地域社会の活力と我が国の持続的な発展を支える社会基盤でもある。安心が挑戦を生み、その挑戦が新たな活力を生み出す好循環を実現していくことが、人口減少社会においてますます重要となる。

一方、物価・賃金の上昇、公定価格によるサービス提供体制の厳しさ、人口減少による担い手不足など、社会保障を取り巻く環境は大きく変化している。社会保障制度を持続可能なものとするとともに、誰もが安心して暮らし、能力を発揮できる社会を実現するため、令和9年度厚生労働省予算概算要求において、以下の事項を反映されるよう強く要望する。

1. 持続可能な社会保障制度の構築と必要な財源の確保

(1) 持続可能な社会保障制度の構築

社会保障制度は、国民生活の安心を支え、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる社会の基盤である。その機能を損なうことなく持続可能性を高めるため、社会保障関係費については、物価・賃金の上昇、人口構造の変化及びサービス需要の増加を踏まえ、必要な財源を安定的に確保し、機械的な歳出抑制を行わないこと。

また、現役世代の過度な保険料負担の上昇を抑制することは重要であるが、その検討に当たっては、社会保障制度が果たす機能を損なわないことを大前提とし、給付と負担のバランスのみならず、公費負担の在り方を含めた持続可能な社会保障制度の構築を進めること。

あわせて、医療、介護、障害福祉、子育て等の社会保障サービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、人材の確保・定着・育成、提供体制の充実及び制度基盤の強化に必要な施策を総合的に推進すること。

(2) 医療・介護・障害福祉分野における公定価格等の見直し

医療、介護及び障害福祉分野は、公定価格によりサービスが提供されているため、物価や賃金の上昇分を利用者価格へ転嫁することができず、事業者の経営は厳しさを増している。介護及び障害福祉サービスについては、地域におけるサービス提供体制を維持するとともに、人材の確保・定着を図るため、次期介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定に必要な財源を十分に確保するとともに、更なる物価及び賃金の上昇が生じた場合には、次期報酬改定とは別に補正予算等で確実に反映する措置を講ずること。

診療報酬については、経済・物価動向が令和8年度診療報酬改定時の前提から大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じていることを踏まえ、令和9年度において診療報酬の期中改定を含む必要な見直しを行うとともに、必要な財政措置を講ずること。

補装具費支給制度については、義肢装具に係る原材料価格や人件費の上昇、資材の供給不安などによりサプライチェーン全体に影響が及び、安定供給の維持が困難となっていることを踏まえ、基準額の改定に当たっては、原材料価格や人件費の変動を適時適切に反映できる仕組みを構築するとともに、義肢装具士の処遇改善及び人材の確保・育成を図り、利用者に必要な義肢装具が安定的に供給される体制を確保すること。

（３）社会保障基盤への重点投資

人口減少や人材不足が進展する中においても、かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策を進め、地域における医療、介護及び障害福祉サービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、社会保障基盤への重点的な投資を推進すること。

介護及び障害福祉サービスの安定的な提供体制を確保するとともに、人材の確保・定着を図るため、地域区分については、同一都道府県内における地域間の不均衡を是正し、地域の実態をより適切に反映できるよう、都道府県単位を基本とした制度へ見直すこと。

また、医療、介護及び障害福祉分野におけるDXを強化するため、ICT、AI、介護テクノロジー、ロボット等の導入及び活用を推進するとともに、全国的なデータ連携基盤の整備を進め、情報連携の高度化、生産性の向上及び職員の負担軽減を図ること。

あわせて、医療情報システムのクラウドネイティブ化及び医療機関、介護施設、障害福祉サービス事業所等におけるサイバーセキュリティ対策を強化するため、必要な財政支援及び技術的支援を充実すること。

さらに、地域医療提供体制を将来にわたり維持・確保するため、病院施設の老朽化対策を推進するとともに、建替え、大規模改修及び設備更新に対する支援を充実すること。

あわせて、地域における介護及び障害福祉サービスの提供基盤を維持・確保するため、介護施設、障害福祉サービス事業所その他の社会福祉施設について、計画的な整備、老朽化対策、防災・減災対策及び設備更新に対する支援を充実すること。

（４）創薬・バイオ関連

創薬は、国民の生命と健康を守る基盤であると同時に、我が国の経済成長を牽引し得る重要な国家戦略分野である。世界の創薬がAIの活用や新規モダリティへと構造的に転換する中、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの顕在化を踏まえ、革新的新薬に対する政府支出の引上げを含め、国内市場の魅力向上に向けた創薬環境の整備を強力に推進すること。

令和9年度薬価改定における対応として、米国の最恵国待遇（MFN）価格政策など国際的な薬価参照制度の動向を踏まえ、革新的医薬品が他国に劣後しない薬価設定となるよう必要な措置を講ずるとともに、費用対効果評価制度や市場拡大再算定の適用を一時的に猶予する等特許期間中の薬価の維持を図ること。特に費用対効果評価制度については、判断根拠の透明性及び薬価制度との整合性を確保するとともに、研究開発投資、患者アクセス及び日本市場の魅力度に与える影響を十分に検証し、これらが担保されない限り制度の対象範囲を拡大しないこと。

また、AI創薬・自律実験の国家基盤について、データ主権の確保及び技術流出の防止を担保した国産基盤として整備し、複数年度で予算措置すること。あわせて、医薬品医療機器総合機構（PMDA）における審査へのAIの導入及び活用を推進するとともに、創薬人材の育成及び産学官の流動の促進並びに国際水準の治験・臨床試験体制の整備を図ること。

（５）医薬品の安定供給の確保

必要な医薬品を国民に安定的に届ける安定供給網の構築は、国民の生命に直結する重要なテーマである。原薬・原材料の多くを特定国からの輸入に依存する構造は経済安全保障上のリスクであることを踏まえ、国内自給率の向上を国家安全保障上の課題として位置付け、合成出発原料、原薬及び中間体の国内生産、友好国との相互供給体制の構築並びに医薬品の政府備蓄を推進すること。特に、抗菌

薬、血漿分画製剤等の感染症危機対応医薬品等の確保に対する支援を強化し、原料血漿の確保体制の強化や老朽化した製造設備の整備・更新に対する継続的な財政支援を行うこと。

また、後発医薬品製造基盤整備基金を戦略的に活用して品目統合及び業界再編を加速するとともに、企業指標の評価項目の見直しやバイオシミラーの薬価の一定期間の下支えにより、収益の予見可能性を高めること。あわせて、令和7年度補正予算において措置された医薬品卸売業者の安定供給支援事業を令和9年度予算においても継続的に措置し、安定確保すべき医薬品、基礎的医薬品、不採算品再算定等の安定供給を下支えする薬価制度について、物価対応の別枠として大幅に拡充すること。

2. 労働市場改革と人への投資

(1) 実質賃金の引き上げにつながる持続的な賃上げの実現

2030年までに最低賃金の全国加重平均1,500円を実現するとともに、最低賃金の上昇が低中所得者の実質賃金の上昇にも繋がる持続的な賃上げを実現すること。また、都道府県間の地域間格差の是正を図ること。

あわせて、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げに取り組むことができるよう、業務改善助成金等による「賃上げ」支援助成金パッケージを策定し、価格転嫁、生産性向上、省力化及び設備投資への支援と一体的に強力に推進すること。

(2) 人材育成及び就労支援の充実

誰もがライフステージや産業構造の変化に応じて必要な知識・技能を習得し、その能力を最大限に発揮できるよう、リ・スキリング、リカレント教育、職業訓練、教育訓練給付制度、人材開発支援助成金等を充実し、人材育成への投資を強化すること。

また、求職者支援制度の活用を促進するため、就職につながる職業訓練を生活の心配をすることなく安心して受講できるよう、現下の物価高騰を踏まえ、職業訓練受講給付金の支給額を引き上げること。

(3) 誰もが活躍できる労働市場の実現

高齢者、女性、障害者等、多様な人材が能力を発揮できる包摂的な労働市場を実現するため、ハローワークの生涯現役支援窓口の専門性向上を図るとともに、シルバー人材センターにおける就業機会の創出及び地域ニーズに応じたマッチング機能の強化を推進すること。

また、障害者雇用を促進するため、ハローワークにおける精神・発達障害者雇用サポーター等による支援体制を充実するとともに、障害者就業・生活支援センターによる就業及び職場定着支援機能を強化すること。

さらに、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の活用を促進し、被災地域における雇用の維持及び産業・地域の復旧・復興を支援するとともに、能登半島地震や熊本地震をはじめとする大規模災害からの復旧・復興を切れ目なく支えるため、在籍型出向により雇用を維持する被災地域の事業主に対する助成金について、令和8年度末までとなっている支給期限を延長すること。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

働く人の立場に立ってテレワークや短時間正社員など多様な働き方を推進すること。

あわせて持続可能で活力ある地域社会及び地域共生社会の実現に向け、労働者協同組合制度の活用を促進するとともに、地域における労働者協同組合の設立及び運営を支援すること。

また、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や男女間賃金格差の解消を目指し、同一労働同一賃金、同一価値労働同一賃金の推進、非正規雇用労働者の正社員転換への支援など必要な支援を充実すること。

さらに男性の育児休業取得促進をはじめ、仕事と育児、介護等を両立しやすい職場環境の整備を推進すること。裁量労働制の拡大が検討されているが、健康確保措置の充実は当然として、本人の意に反する適用や処遇悪化につながることはないよう、労働者の意見を十分に踏まえて結論を出すこと。

（５）労働市場インフラの整備

労働市場の見える化を推進するため、厚生労働省が運営する「しょくばらぼ」及び職業情報提供サイト「job tag」の機能及び利便性の向上を図ること。

また、ハローワークについて、医療・福祉分野をはじめとする人材確保の支援を強化するため、「医療・福祉人材確保重点プロジェクト」や「保護観察対象者等就労支援チーム」等による求人企業と求職者双方への一体的な支援を充実し、マッチング機能の一層の強化を図ること。

（６）外国人材の受入れと共生の推進

深刻な人手不足が進む中、我が国の産業及び地域社会を支える外国人材が安心して能力を発揮し、地域に定着できるよう、育成就労制度及び特定技能制度の適正かつ円滑な運用を図ること。その際、国内の労働市場や地域社会への影響に十分配慮するとともに、受入れ人数の上限枠について、各職種の人手不足の実態に応じた適切な人数を設定すること。

また、監理支援機関等に対する指導監督及び受入れ企業への支援を充実するとともに、日本語教育、生活支援、相談支援及びキャリア形成支援等を一体的に推進し、外国人材の適正な受入れと定着を促進すること。

さらに、令和９年度から施行される育成就労制度について、外国人育成就労機構の体制整備及び機能強化を図るとともに、関係行政機関との連携を強化し、監理支援機関への適切な指導監督、受入れ企業への支援、相談援助及び職業紹介機能の充実を図るなど、制度の適正かつ円滑な運用に必要な体制を整備すること。

（７）円滑な労働移動の推進

労働市場の変化に対応し、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる社会を実現するため、在職中からのリ・スキリング、リカレント教育、職業訓練及びキャリアコンサルティングを一体的に推進するとともに、成長分野への円滑な労働移動を促進すること。

また、ハローワークの機能強化並びに民間人材サービス機関、教育訓練機関及び地方公共団体等との連携を強化し、求職者及び求人企業双方に対する伴走型支援を充実するとともに、労働市場に関するデータの収集・分析を進め、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進すること。

３．地域共生社会の推進

（１）改正社会福祉法の着実な施行及び権利擁護支援体制の整備

人口減少、高齢化及び単身世帯の増加等により、制度や分野をまたぐ複合的な課題を抱える者が増加していることを踏まえ、属性や世代を問わず、地域における包括的かつ重層的な支援体制を一層推進すること。

日常生活自立支援事業について、令和１０年度に予定される福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の施行に備えて、現在でも存在する利用待機者の解消及び事業実施体制の充実・強化を図るため、事業に従事する専門人材の処遇改善、確保・育成、ICTの活用等を推進し、必要な財政措置を講ずること。

また、頼れる身寄りのない者等が住まいの確保、入退院・入退所時の支援、各種契約手続、見守り、死後事務等について必要な支援を受け、地域で安心して生活を継続できるよう、福祉、医療、居住支援等の関係機関が連携した支援体制を充実するとともに、生活困窮者自立支援制度における相談支援機能を一層充実し、必要な支援へ円滑につなぐこと。

さらに、頼れる身寄りのない者等が地域で安心して生活を継続できるよう、令和１０年度施行予定の福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の円滑な施行に向け、実施主体の体制整備、人材の確保・育成及びシステム整備等を着実に進めるとともに、自治体及び実施主体における人件費、事務費、システム整備・改修費等に対する必要な財政措置を講ずること。

あわせて、新たな成年後見制度等を見据え、地域権利擁護相談支援センターが成年後見制度、日常生活自立支援事業及び福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を一体的に支える中核機関として、その機能を十分に発揮できるよう、設置・運営に必要な財政措置を講ずるとともに、専門人材の

確保・育成、相談支援機能の充実及び関係機関との連携体制を強化し、地域の権利擁護支援体制を整備すること。

（２）市町村における包括的支援体制の推進

重層的支援体制整備事業、小規模市町村における包括的支援体制及び生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的支援体制について、地域の実情や支援機関等の地域資源の状況、人口規模に応じて、地方自治体が適切な包括的支援体制の姿を自ら選択し、その整備を着実に推進できるよう、重層的支援体制整備事業や令和９年度に施行予定の小規模市町村向けの事業に対し継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

特に、重層的支援体制整備事業については、事業を開始して５年を超えた自治体においても、多機関協働、アウトリーチ、参加支援及び地域づくり等の機能強化が図られるとともに、包括的支援体制の基盤の上に創意工夫のある実践の展開が促進されるよう、地方自治体への支援を充実すること。また、令和８年度以降に事業を開始した地方自治体への交付基準額の増額に取り組むこと。

また、国の責任において、市町村が地域の実情に応じた包括的な支援体制を構築・運営できるよう、中間支援の仕組みを構築するとともに、専門的な助言、人材育成、伴走支援、先進事例の横展開及び自治体間の情報共有を推進し、市町村の取組を継続的に支援すること。

（３）災害福祉支援体制（DWAT）の強化

大規模災害時に、高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他特に配慮を要する者に対し、避難生活の早期から適切な福祉的支援を提供できるよう、災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制を強化すること。

また、平時からの人材の確保・育成、研修・訓練、資機材の整備及び都道府県間の広域応援体制を充実するとともに、被災地の福祉ニーズと DWAT の派遣を迅速かつ的確に調整するマッチング機能について、その役割を適切に評価し、実施主体に対する必要な財政措置を講ずること。

あわせて、医療・介護・福祉が連携した包括的な災害支援体制を構築するため、医療ソーシャルワーカーを DWAT の構成員として位置付けることを含め、多職種の参画を推進するとともに、地方公共団体、社会福祉協議会、福祉関係団体、医療・保健関係者、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害健康危機管理支援チーム（DHEAT）等との連携を強化し、迅速かつ円滑な派遣体制を構築すること。

4．介護・障害福祉の充実

（１）福祉人材の確保

介護・障害福祉サービスを安定的に提供するため、介護職員等の更なる処遇改善、人材の確保・定着、多様な人材の参入促進及び生産性向上を一体的に推進するとともに、ICT・介護ロボット等の導入・活用に対する支援を充実すること。

また、改正社会福祉法に基づく福祉人材確保のための協議会について、都道府県福祉人材センター等との連携の下、介護、障害福祉、保育等の福祉分野における人材の確保、育成、定着及び生産性向上を総合的に推進できる体制を整備するとともに、外国人福祉人材について、日本語教育、就労・生活支援及びキャリア形成等を含めた定着支援を充実すること。

あわせて、介護未経験者等と介護事業者とのマッチング、入門的研修、就労及び定着支援を一体的に推進し、多様な人材の福祉分野への参画を促進するとともに、福祉分野に関わる関係人口の拡大を図ること。

さらに、介護福祉士の専門性及び資質の向上を図るため、ファーストステップ研修を介護福祉士に対する国の標準的なキャリアアップ研修として制度上明確に位置付け、一定の実務経験を有する介護福祉士の受講を促進するとともに、受講機会の確保及び必要な財政措置を講ずること。

（２）地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保

訪問介護事業所の廃業・休止が増加し、地域におけるサービス提供体制の維持が困難となっていることを踏まえ、移動時間、移動距離及び送迎等の負担を適切に評価するとともに、中山間地域、離島、都市部等、それぞれの地域特性に応じた介護サービス提供体制を維持・確保するため、必要な報酬上及び財政上の措置を講ずること。

また、通所介護等について、自立支援及び重度化防止の取組とその成果が適切に評価され、利用者の状態改善やサービスからの卒業が事業所の不利益とならないよう、報酬体系について検証を行い、自立支援の成果を適切に評価する仕組みへ見直すこと。

（３）介護支援専門員の負担軽減

介護支援専門員が利用者に対する質の高いケアマネジメントに専念できるよう、ICTの活用、医療・介護情報の連携及び各種様式・事務手続の簡素化等により、業務の効率化及び負担軽減を推進すること。

また、更新制の見直し後の継続研修については、現場の負担に十分配慮し、オンライン研修及びオンデマンド配信の活用、研修の分割受講並びに途中中断後の受講再開を可能とするなど、就業を継続しながら受講しやすい仕組みを整備すること。

さらに、利用者宅への訪問を伴うサービス担当者会議、退院・退所時支援その他のケアマネジメント業務を実施した場合には、その実施内容を踏まえ、介護保険制度上のモニタリングとして柔軟に取り扱うことができるよう運用を見直すこと。

（４）地域包括ケアシステムの深化

地域包括支援センターの機能強化を図るため、必要な人材の確保及び財政支援を充実するとともに、リハビリテーション専門職等の活用を推進し、介護予防、自立支援、多職種連携及び地域ケア会議の充実を図ること。

また、地域包括支援センターにおけるリハビリテーション専門職等の配置及び活用を推進するため、人員配置基準の見直しを含めた制度整備を行い、地域の実情に応じた配置及び活動を支援するとともに、ケアマネジメントの質の向上を図ること。

（５）介護と障害福祉の連携の推進

介護と障害福祉の両制度を切れ目なく利用できるよう、共生型サービスの充実、多職種連携及び相談支援体制を強化するとともに、障害福祉サービス等報酬について必要な財政措置を講じ、地域における安定的なサービス提供体制を維持すること。

あわせて、65歳を超えた障害のある高齢者についても、障害特性及び生活実態に応じて必要な補装具の支給が適切に行われるよう、補装具費支給制度の見直しを検討すること。

５．健康政策の推進

（１）女性の健康支援の推進

女性の健康総合センターを中核として、女性がライフステージを通じて健康で活躍できる社会の実現に向け、診療、研究、人材育成、情報発信及び地域支援機能を充実し、全国の医療機関及び地方公共団体との連携を強化すること。

また、女性特有の健康課題や性差医療に関する研究を推進するとともに、月経、妊娠・出産、更年期、骨粗鬆症、骨盤底筋機能の低下等、ライフステージに応じた健康課題について、予防、早期発見・早期治療及び適切な相談支援体制の充実を図ること。

さらに、プレコンセプションケアをはじめ、女性の健康に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、地域において切れ目のない健康支援体制を構築すること。

（２）母子保健・周産期医療の充実

安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、正常分娩への公的医療保険の適用を着実に実施するとともに、出産に係る経済的負担の実質無償化を実現すること。

また、安心・安全な周産期医療及び小児医療提供体制を将来にわたり維持・確保するため、周産期母子医療センター、小児医療機関等への支援を充実するとともに、医師、助産師、看護師等の確保・育成及び処遇改善を推進すること。

あわせて、地域において安心して出産できる環境を維持するため、分娩を取り扱う医療機関等が安定的な運営を継続できるよう、必要な財政措置を講ずること。

（３）感染症危機管理体制の強化並びに新型コロナへの適切な対応

新たな感染症危機に迅速かつ的確に対応できるよう、ワクチン、治療薬及び診断薬の研究開発、生産体制及び備蓄体制を強化するとともに、感染症危機対応医薬品等の安定供給体制を確保すること。

また、国、地方公共団体、医療機関及び関係機関の連携を強化し、感染症危機に備えた医療提供体制及び検査体制の充実を図ること。

特に、新型コロナウイルス感染症の後遺症について、予防・診断・治療の研究、医療提供体制や各種相談体制の整備等を推進すること。また、新型コロナワクチンによる健康被害の救済、ワクチンの安全性の調査研究等を推進すること。

（４）健康づくり・疾病予防の推進

健康寿命の延伸及び「攻めの予防医療」の実現を国家戦略として推進するため、生活習慣病対策、がん対策、歯科口腔保健、受動喫煙対策等を推進するとともに、データヘルス及びPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用等、科学的根拠に基づく予防・健康づくりを推進すること。

また、口腔と全身の健康との密接な関係を踏まえ、歯科疾患対策及びライフステージに応じた口腔健康管理を推進するとともに、国民皆歯科健診の具体化に向けた制度設計及び実施体制を整備すること。

さらに、難聴の早期発見・早期対応を促進し、認知症及びフレイルの予防につなげるため、ヒアリングフレイルに関する普及啓発、チェックの実施及び適切な受診、補聴器装用等につながる支援体制を整備するとともに、自治体における取組を推進すること。

あわせて、自治体、保険者、企業、医療機関等が連携し、地域の実情に応じた健康づくりを推進するとともに、健康格差の縮小に向けた取組を強化すること。

（５）ドクターヘリによる救急医療提供体制の充実

救命率の向上並びに地域における救急医療提供体制を確保するため、燃料費、機体価格及び人件費等の高騰や機体老朽化を踏まえ、ドクターヘリの運航経費に対する財政支援を充実させるとともに、地方公共団体による機体購入・保有に対する財政支援制度を創設すること。

また、運航休止の再発防止のため補助要綱を改正し、都道府県、基地病院及び運航事業者間における適切な情報共有と管理体制を構築し、ガバナンスを確保すること。

さらに、広域連携の制度化と15分ルールを確保できる機体数の整備を進め、都道府県の枠を超えた広域運用の推進や予備機の配備に向けた支援を行うとともに、必要に応じて、患者搬送を伴わない医師派遣等への柔軟な活用など、運航体制の維持・強化に向けた支援を講ずること。

あわせて、自衛隊や海保等と連携したオールジャパンでの人材養成、自治体の機体保有を含めた制度整備・財政措置を講じるとともに、事業の質を担保する第三者評価制度の導入を検討すること。

（６）リハビリテーション政策の総合的推進

リハビリテーション統括調整室を司令塔として、「攻めの予防医療」の実現に向け、一次予防から三次予防までを見据えたリハビリテーション政策を総合的かつ計画的に推進するため、有識者、関係団体等による「リハビリテーション政策の在り方検討会（仮称）」を設置し、中長期的な政策の方向性について検討を行うこと。

特に、ライフステージに応じて必要な者が必要な時期に適切なリハビリテーションを受けられるよう、リハビリテーションニーズを的確に把握するとともに、医療、介護、障害福祉及び就労支援を横断した切れ目のない提供体制を整備すること。

また、「予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション」を実現するため、医療保険と介護保険の円滑な連携の下、訪問リハビリテーションの提供体制を充実するとともに、訪問リハビリテーションセンター等の拠点整備を推進し、必要な者に適時適切なサービスが提供されるよう、制度及び診療報酬・介護報酬について必要な見直しを行うこと。

さらに、地域包括支援センターにおけるリハビリテーション専門職の配置及び活用を推進するため、人員配置基準の見直しを含めた制度整備を行うとともに、自立支援、介護予防、多職種連携、地域ケア会議及びケアマネジメントの充実を図ること。

あわせて、疾病や障害のある者が治療と仕事を両立し、円滑な復職及び就労継続を実現できるよう、相談支援体制の充実、多職種連携及びリハビリテーション専門職の活用を推進するとともに、急性期、回復期から生活期・就労まで切れ目のない支援体制を整備し、医療機関、事業者等の連携を強化すること。

加えて、リハビリテーション政策を国家戦略として位置付け、リハビリテーション専門職の処遇改善、人材の確保・育成、卒後教育の充実及び関係法令等の見直しを進め、その専門性を十分に発揮できる環境を整備すること。

6. 生活困窮者等への支援

(1) 生活困窮者自立支援制度の充実

包括的な支援体制の軸となる生活困窮者自立支援制度を強化するとともに、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、居住支援等の各事業の充実及び関係機関との連携強化を図ること。

また、生活困窮者を取り巻く課題が複雑化・複合化し、支援内容の高度化・長期化が進む中、専門的かつ困難なソーシャルワークを担う支援員等の抜本的な処遇改善を図るとともに、相談支援体制の充実に必要な事務費その他の運営経費について十分な財政措置を講ずること。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援の充実

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の理念に基づき、支援を必要とする女性を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう、行政と民間支援団体が協働したアウトリーチを含めた相談支援体制を強化するとともに、女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間支援団体との連携を一層推進すること。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」において、支援を必要とする女性が適切な措置や自立支援につながっていない実態や女性自立支援施設への入所・利用状況等について十分な検証を行うとともに、法律の施行後の見直し規定を踏まえ、その結果を制度及び運用の改善並びに必要な財政措置に反映すること。

(3) 生活保護制度の充実

生活保護制度が生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する制度として適切に機能するよう、制度の充実を図ること。

生活扶助基準については、令和6年全国家計構造調査等を基に実施される定期検証の結果を適切に反映するとともに、同調査の調査時点以降の物価高騰等の社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、必要な見直しを行うこと。

また、生活保護受給者の自立を促進するため、就労支援、家計改善支援及び子どもの学習・生活支援等を充実するとともに、生活困窮者自立支援制度との一体的な運用を推進し、切れ目のない自立支援体制を構築すること。

さらに、生活保護行政の適正な運営及び相談支援機能の充実を図るため、福祉事務所におけるケースワーカー等の人員体制の充実、専門性の向上、人材育成及びICTの活用による業務の効率化を推進するとともに、必要な財政措置を講ずること。

(4) 自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく施策を着実に推進するとともに、子ども・若者の自殺対策を重点的に推進するため、学校、家庭、地域、医療、福祉等が連携した相談支援体制の充実及び早期発見・早期支援の強化を図ること。

また、自殺未遂者や自死遺族等に対する切れ目のない支援を推進するとともに、子ども・若者を中心に深刻化する市販薬等の過量服薬（オーバードーズ）対策を強化するため、適正使用に関する普及啓発、相談支援、精神保健医療及び依存症支援を充実するとともに、学校、医療機関、薬局、関係行政機関等の連携を強化すること。

さらに、SNS相談や電話相談等の相談体制の充実を図るとともに、孤独・孤立対策、精神保健医療、教育及び福祉施策との連携を一層推進すること。

あわせて、近年の自殺の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、第4次自殺総合対策大綱の見直しを検討するとともに、実効性のある自殺対策を総合的に推進すること。

7. 火葬場等の持続可能な運営体制の確保

多死社会の進展、身寄りのない者の増加、火葬場施設及び火葬炉の老朽化、人材不足等を踏まえ、国民生活の最後を支える火葬場が将来にわたり安定的に運営されるよう、施設及び火葬炉の計画的な更新、必要な火葬能力の確保並びに人材確保に対する支援を充実すること。

また、墓地、埋葬等に関する法律について、多死社会に対応した制度とするため、火葬場の公共性及び持続性の確保、計画的な整備・更新、災害時の事業継続、ご遺体の適正な保管その他社会情勢の変化を踏まえた必要な見直しを行うこと。

あわせて、ご遺体を保管する事業者の実態を適切に把握し、ご遺体の適正な保管及び管理を確保するため、届出制度等を整備するとともに、地方公共団体がPPP/PFIを含む多様な整備・運営手法を適切に選択できるよう、ガイドラインの整備その他必要な制度的・財政的支援を行うこと。

以上